

光市医師会報

昭和53年7月発行

No. 72



無言の絵は、壁の上で語る

(グレゴリオス)

光市医師会

医師会月間行事

※ 6月28日(水) 保険研修会(下松市医師会と合同 於下松市市民館 午後7:00
講師 県医神徳専務理事

※ 7月11日(火) 理事会 於医師会館
午後7:30

○ 連絡報告・事項 (1)熊毛郡医師会の件
(2)諸会の開催(麻薬担当理事会、学術担当理事会、検疫所協議会) (3)処方箋発行強張週間における「アンケート」について (4)青山助教の講演会について

○ 協議事項 (1)老人病及び成人病検診について(検診料、実施期間) (2)健保組合との協議会の実施について (3)医師連盟(山口県)納付金について

※ 7月13日(木) 講演会 周南地区における公害について(モニターによる特定疾患調査を中心として) 於松屋旅館

午後7:30

講師 岡山大学助教授 青山英康先生

※ 7月13日(木) 学校保健会総会 於市役所 午後1:30 出席者 林、福本、富恵中村(琢)、大野

※ 7月25日(火) 月例会 於松原屋旅館
午後7:30

○ 報告・連絡事項 (1)健保組合と三市医師会との協議会について(8月24日、於

新日鉄社員クラブ (2)医師国保組合会議7月29日) (3)臨床検査協議会(8月30日 於山口健康管理センター) (4)郡市医師会正副会長(10月29日 於宇部市医師会) (5)周南医学会(10月15日 於柳井医師会) (6)学術担当理事協議会(7月19日 於県医師会) (7)麻薬担当理事協議会(7月21日 於県医師会) (8)昭和53年度検疫伝染病対策協議会(7月24日 於徳山検疫所) (9)日医診療ガイドブック、全3冊富恵担当理事保管、医療事故対策として必要最少限の事項について指針が示されており、最重要事項として(1)患者に対する「誠意」 (2)後医が前医について批判を加えた場合、最も紛争を招きやすいので要注意 (10)生活保護指定医療機関の指導検査、8月31日(木) (11)処方箋発行についてのアンケート集計 (12)時間外診療の調査について (13)事務員採用、7月15日、職務に対する意見希望について。

○ 協議事項 老人健康診査及び循環器疾患検診について
実施時期、検診料

※ 7月25日(火) 納涼懇親会 於松原屋旅館
午後8:30

医療保険の歴史

1. 戦前から終戦直後までの健康保険の推移

戦前

大正11年3月健康保険法案帝国議会提出、無修正で両院通過、同年4月公布、関東大震

災でおくれ、昭和2年1月実施。

昭和13年7月、国民健康保険法実施。

昭和14年、結核給付期間の延長、家族給付を任意給付に。同年職員健康保険法(8割給付)をつくる。

昭和17年、職員健保を統合して現在の健保法になり、家族給付（5割）を法定化した。国家総動員法、国民医療法など戦時下医療制度、医薬品、保険医制度など戦時下統制色を強め、国民医療は荒廃化する。

終戦直後

昭和21年11月、新憲法公布

昭和21年12月、社会保険制度調査会答申、政管健保と国保の統合、健保組合存続、ただし家族は地域組合に移す案。

昭和23年7月、アメリカのワンデル調査団

「社会保険制度の勧告」を政府に手交。

昭和23年9月、社会保険診療報酬支払基金発足。

昭和25年10月、内閣社会保障制度審議会の総合勧告公表。

昭和24年、GHQサムスPHW局長により医薬分業に点火、2つの調査会の議をへて新医療費体系、分業問題が社会的政治問題化し、31年分業法でピリオド。

昭和26年10月、神田教育会館で初の労医提携による「社会保険医療強化国民大会」開催、山梨、千葉を皮切りに保険医総辞退が全国都道府県に拡大、総評、産別その他の労組これを支援、12月単価1円50銭引上げ（閣議決定）で収拾。

2. 皆保険政策への提言の推移

- 30年10月 7人委員会の報告書。
- 30年11月 鳩山内閣の社会保障5ヶ年計画。
- 31年7月 厚生省医療保障5ヶ年計画。
- 31年8月 医療保障5人委員会中間報告。
- (33年3月 医療保障5人委員会最終報告)
- 31年10月 日経連の医療保険制度に関する意見書。
- 31年10月 第1次厚生白書一皆保険を指向す。
- 31年10月 厚生省国保全国普及4ヶ年計画発

表。

- 31年11月 社会保障制度審議会の医療保障制度勧告。
- 32年4月 厚生省内に国民皆保険推進本部設置。
- 34年1月 新国憲法実施、36年4月まで皆保険達成を市町村特別区に義務づける。

3. 昭和40年代の医療保険改革をめぐる動向

- ① 39年11月厚生省、大胆な健保赤字対策案公表。（被保険者本人外来10割を8割、入院時食事代自弁、薬代一部負担など）
- ② 42年春、健保特例法案国会上程、異例の国会紛争、8月強行成立、薬代1日1剤、15円一部負担実施、（半年で600億円の節約の実績をうむ。）44年薬代一部負担廃止。
- ③ 42年11月、厚生省事務局の医療保険改革要綱試案（一部負担強化、財政調整など）公表、自民党の医療基本問題調査会（鈴木善行氏会長時代）43年春関係団体から意見聴取、8月日医と8回懇談、9月日医の抜本改正意見、44年6月、同調査会「国民医療対策大綱」作成、自民党案となり、厚生省はこれをうけ8月、改革要綱案を社会保険と社会保障制度の二つの審議会に諮問。2年後答申を指向した。
- ④ こうした推移のもとで、46年7月1日より1ヶ月間、日医による史上初の保険医辞退が被用者保険を対象に決行された。これは中医協の「審議用メモ」紛争が発火点、当初健保法の近代化、診療報酬の不合理的正を要求し、斉藤厚相、武見日医会長の了解事項を確認し佐藤総理との会談で7月28日ピリオド。医療費値上げは中医協難航のすえ翌47年2月実施。
- ⑤ 日医の要求する医療保険制度の一本化（

(当初は地域保険にすべて一本化、その後段階的統合)については、厚相諮問となり社会保険審議会が46年8月総会で絶対反対表明、9月社会保障制度審議会が医療保険の抜本改革で答申、日医の一本化に反対、組合方式強調、28%税措置廃止など、8月日経連、日医の健保組合解体に反対を公表。10月社会保険審議会抜本改革の答申。

- ⑥ こうして47年、厚生省は統合案や被用者の家族の分離→国保移行(日医の要求)案をあきらめ、財政調整を法案に入れるために努力したが、労資、健保連の反対で止め骨抜きにした抜本改革法案を国会に提出したが、赤字対策案、医療基本法案とともに廃案。
- ⑦ 48年1月老人医療公費制度が実施され、この年秋医療保険にいくつかの改正がなされた。被用者保険の家族の7割給付、家族の高額療養費の新設と国保への普及などである。

戦前の健康保険、国民健康保険

わが国の社会保険は、大正11年制定、昭和2年実施の健康保険制度がはしりです。健保創設にあたり、医師会の要求は医療給付は保険者と医師会の協定によることと患者の医師選択の自由であり、ドイツ型医療費と支払方式をうけて、政管健保に日医(日歯)と政府との間で団体請負方式と単価点数、現物給付でスタートをきりました。業務上外の傷病を対象に、工場法と鉱業法適用の常用労働者と年1200円以下の職員を強制被保険者に300人以上の事業所に健保組合を設立させ、昭和2年で政管健保111万人、健保組合77万人でした。昭和13年軍部の要請で国民健康保険法ができ、任意設立、任意加入が発足しました。戦時下の昭和17年健保に家族給付(法定5割)と結核の延長給付など改正をし、国保は健兵

健民政策で皆保険を強制し、昭和20年には国保組合数1万34組合、加入者4,092万人と膨大な普及ということでしたが医師の応召、徴用などで有名無実な皆保険でした。

戦後の医療保険の再建、支払基金の創設

敗戦による国土の荒廃、医薬品などの欠乏国民生活の危機のもとで国保の大半は半身不随、健保の運営も事業所の縮小、被保険者の激減でマヒ状態になりました。23年の支払基金の創設は、大きな医療改革で、単価(甲地乙地)点数制、現物給付をもとに典型的な出来高払い制に移行し、このときより、医療費の増大を背景に診療報酬問題が、保険者団体と医師会の間に宿命的な係争となり現在に至っております。

皆保険前後の医療保険改革案

アメリカ社会保険制度調査団の報告書(23年7月)をうけてつくられた内閣社会保障制度審議会は、25年10月「社会保障制度に関する勧告」を政府に提出しましたが、折柄の朝鮮戦争により無視されました。この勧告は医療保障の改善を重視し、とくに政管健保の都道府県移管、結核対策の重視、診療報酬支払方法の改善などを内容としていました。また25年から26年に医薬分業と新医療費体系が社会的政治問題になり国会内外の激突のすえ分業法が設立して処方箋を発行しなくてもよい例外規程をつくり31年実施されて今日に至っています。その後30年から32年健保の赤字問題が紛争し、7人委員会が膨大な報告書をだしたのが30年10月、このなかのちに政府、保険者の要求する主要な医療保険改革の方向が示されてきました。

皆保険政策は、左頁2のとおり、政府や関係審議会、日経連などによる勧告、意見を背景にしてすすめられました。なかでも医療保

障5人委員会、日経連、社会保障制度審議会の医療保障勧告が注目されます。33年10月甲表乙表の実施、日医などの二重指定反対を排して新国保法が34年1月実施され、36年4月まで国保の強制実施で皆保険体制に入りました。横須賀市、川崎市の国保闘争をうけ東京都23区国保闘争は皆保険の天王山的な様相を呈しました。また36年春から夏の日医、日歯による医療保険改善要求の運動は未曾有の高揚を示しました。単価引上げ、制限診療徹廃甲乙2表一本化、地域差徹廃、事務の簡素化の要求のうち実現したのは38年以降の地域差別徹廃と一時期審査の緩和策のみでした。

なお、36年から38年までに四つの動向があり、1は36年4月の日本学術会議総会の決議による療養費払い方式と現物給付の平行採用2は37年8月の社会保障制度審議会の総合調整勧告、3は38年3月の日医主導による委員構成の医療制度調査会の「医療制度の全般的改善に関する答申」、4は38年春医療費基本問題調査会6人委員会の6人の6様の意見書でした。

40年代の健保改革案の抬頭

40年代の動向については記憶に新しいところでここでは、左頁3を参考にされたい。政管健保の赤字対策が9年間国会内外の問題になり、平行して医療保険の抜本改革案をめぐって自民党の国民医療対策大綱、厚生省案、日医、日経連、健保連、総評など関係団体の多様な案の公表、ついで社、公、民3党の共同提案、医療保障基本法案、共産党案など、まさに百花争鳴の感を呈したが、47年、国会で健保赤字法案、医療保険改革法案、国民医療基本法とも流案するという激動の時期でした。

昭53. 7. 5

処方箋発行について会員の意識調査

1. 現在分業を実施している。…………… 1
(3.4%)
2. 現在部分分業を実施している…………… 4
(13.8%)
3. 現在分業を計画中である。…………… 3
(10.3%)
4. 近所に保険薬局ができれば分業したい。
…………… 5 (17.2%)
5. 分業したくても上記の条件がととのう見込みがない。…………… 5 (17.2%)
6. 分業する意志はない。…………… 11
(37.9%)

処方せん発行についてのアンケート

質問1 まず下記のA、Bのいずれかに○をして下さい。

A. くすりはこの病院・医院でもらった方がよい。 450人(98.3%)

1. 医師から直接くすりをもらう方が信頼出来るから。 (289人) 64.2%
2. わが国ではくすりは医師からもらう慣習になっているから。 (9人) 2.0%
3. その場でもらえて便利だから。
(144人) 32.0%
4. 保険薬局が遠くて行けないから。
(5人) 1.1%
5. 処方せんと調剤が別々だと高くなるといふことだから。 (3人) 0.7%

B. この病院・医院で処方せんをもらって他の保険薬局でくすりをもらった方がよい。
(8人) 1.7%

1. 調剤は薬剤師の方が信頼出来るから。
(0人) 0%
2. 欧米では医薬分業になっているということだから。
(0人) 0%
3. くすりの内容がわかってよいから。
(3人) 37.5%
4. 近くに保険薬局があるから。
(1人) 12.5%
5. 医師は診療に、薬剤師は調剤に専念すべきだから
(4人) 50.0%

調査医療機関 29
調査人員 458
(但し5人につき1人)

人事

事務職採用

安達 満須子 7月15日付

豆辞典 円高差益

海外から物資を輸入する商社・企業が、円高によって手にする差益。ドルなど外貨建て貿易をおこなっている場合、たとえば1ドル250円で輸入契約し今回のように200円を割る円高になると、1ドルにつき50円余が差益となり、輸入の場合は、逆に差損となる。商社・企業が円高差益分だけ輸入品の値段を引き下げれば、国民は円高によって安く輸入品を手に入れることになる。然し実際には輸入品の価格は将来の値上げにそなえるなどの口実で据え置くことがほとんどである。この為輸入元の商社・企業は莫大なもうけをすることができる。東京銀行が、円急騰前の

1977年1月から今年の3月までの15ヶ月間の円高差益の調査結果によると、輸入による円高差益は2兆8239億円、輸出による差損は1兆2000億円余、差引1兆6000億円の差益になっておる。前3月期決算をみると、大手石油企業9社は、77年度、約5500億の円高差益を獲得、電力9社はざっと4000億円に達する。輸入品の医療機械薬品関係は、いったいどんな状態なのかの疑問もわいてくる。円高差益を国民に還元せよ、の国民の声が強い。

あとがき

医療の中の諸悪の根源が開業医師にあると云わんばかりの悪口、ぞう言の記事がほとんど毎日のようにマスコミの記事になる。然し処方箋発行のアンケート結果によると医師を信頼するがゆえに直接医療機関から直接薬を受けることを希望する人が65%の高率である。吾国独特の医療制度とは云え吾々開業医師が地域において如何に深く信頼関係のもとに結びついているかが分る。医薬分業推進についての一つの回答である。

石も木もまなこに光る暑さかな

(去来)

発行所	光市小周防1633の2林医院内
	光市医師会
	TEL 0833 77-2601
発行者	林 孝之
編集者	会報編集委員会
印刷所	光市御崎町 中村印刷株式会社